

令和5年第7回

# 君津市農業委員会議事録

令和5年7月5日（水）

令和5年第7回君津市農業委員会議事録

日 時 令和5年7月5日（水）午後2時00分から午後3時6分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第16号から議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第19号から議案第20号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第7 報告第 1号から第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 7号から第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（13名）

|     |     |    |     |    |    |
|-----|-----|----|-----|----|----|
| 2番  | 鮎川  | 正幸 | 3番  | 水野 | 徳子 |
| 4番  | 小笠原 | 武男 | 5番  | 笹本 | 幸恵 |
| 6番  | 宇野  | 真弘 | 7番  | 神子 | 純一 |
| 8番  | 石橋  | 定雄 | 9番  | 真板 | 徹  |
| 10番 | 田丸  | 三郎 | 11番 | 鳥海 | 純次 |
| 12番 | 江澤  | 康雄 | 13番 | 鈴木 | 清  |
| 14番 | 粕谷  | 定嗣 |     |    |    |

欠席委員（なし）

出席した職員

|        |   |   |   |
|--------|---|---|---|
| 事務局長   | 永 | 田 | 聡 |
| 主査     | 宇 | 佐 | 宏 |
| 事務局次長  | 永 | 寫 | 環 |
| 主任主事   | 江 | 澤 | 太 |
| 上総事務所長 | 川 | 名 | 勲 |

---

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。御苦労さまでございます。

いよいよ私たちの任期における最後の総会ということになりました。思い起こせば、地域によりましてはいろいろ問題な案件もございましたけれども、委員皆様の御協力、そしてまたチームワークの結果、何とか今日の日まで大過なく過ごさせていただきましましたことをまずお礼を申し上げたいと思います。

そして、今回は大半の方が退任をされます。そして、新しい委員を加えての新体制ができるわけでございますけれども、今期から来期も委員としてやっていただく方、特に今までの経験を生かして、リーダーシップを執っていただき、全委員で一丸となりまして今後の農業委員としての活動を御尽力いただきたいというふうに思います。どうかよろしく願いを申し上げます。

それでは、早速総会に入りたいと思います。

---

◎諸般の報告

会 長 まず、6月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

6月20日、令和5年度千葉県農業会議第118回通常総会が千葉市のホテルプラザ菜の花で開催をされ、私と事務局長が出席をいたしました。

また、同日、令和5年度市町村農業委員会会長と事務局長会議が同じくプラザ菜の花で開催され、私と事務局長が出席をいたしました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

---

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和5年第7回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

---

◎議事録署名委員の指名

議長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

10番、田丸三郎委員、11番、鳥海純次委員の2名をお願いをいたします。

---

◎議案1号ないし議案第15号

議長 日程第3、議案第1号ないし第15号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第15号につきましては、14番、粕谷定嗣委員が関係する事案が含まれておりますので、初めに議案第15号を除く議案第1号ないし第14号について審議をいたします。

事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号及び第2号については、譲受人が同一のため、一括して説明します。

議案第1号は、馬登地先の田3筆、畑4筆、面積2,334.91平方メートル、議案第2号は、馬登地先の畑1筆、面積1,031平方メートルをそれぞれ売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は耕作の予定がないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は現在、5,918平方メートルの農地を経営しており、農機具は耕運機、軽バンを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第3号について説明します。

貞元地先の田1筆、面積311平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は段階的な農業経営の継承のため、譲受人は自宅に隣接する農地で耕作を行いたいためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、自宅に隣接する小面積の農地で、譲受人からも指導を受けられる体制にあることから、技術等については問題ないと思われま

す。農機具は耕運機を所有しており、農作業従事日数は150日を超える予定です。

以上から、資格等については問題ないと思われま

議案第4号について説明します。

貞元地先の田1筆、面積1,111平方メートルを賃貸借するものです。

申請理由として、譲渡人は自宅と農地が離れており管理できないため、譲受人は新規就農希望のためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、自宅から近い小面積の農地で研修や貸し農園での栽培経験もあることから、技術等は特に問題ないと思われま

以上から、資格等については問題ないと思われま

議案第5号及び第6号については、譲受人が同一のため、一括して説明します。

議案第5号は、新御堂地先の田4筆、畑1筆、面積2,007.70平方メートル、議案第6号は、新御堂地先の田1筆、面積1,245平方メートルをそれぞれ売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は管理することが困難なため、譲受人はブルーベリー栽培に適した土地のためです。

許可基準として、譲受人は現在、5,756平方メートルの農地を経営しており、農機具は剪定はさみ、手押し車、運搬車、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

議案第7号について説明します。

泉地先の田3筆、面積2,078平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に居住しており管理できないため、譲受人は農業経営の安定のためです。

許可基準として、譲受人は現在、1万572平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

議案第8号について説明します。

中島地先の畑2筆、面積3,591平方メートルを賃貸借するものです。

申請理由として、譲渡人は遊休農地を管理してほしいため、譲受人は新規に参入したいためです。

申請地の選定理由は、まとまった農地を確保できる見込みがあり、隣接する場所に拠点

確保できる場所を探していたところ、この場所を紹介してもらったとのことでした。

許可基準として、譲受人は市外在住の新規就農者ですが、親族の下で栽培の指導を受けており、申請地に近い場所に作業拠点も確保できる見込みとのことでした。農機具はトラクター、耕運機、軽トラック、ユンボをリースし、農作業従事日数は150日を超える予定です。

以上のことから、資格等については問題ないと思われま

す。議案第9号について説明します。

植畑地先の畑1筆、面積1,390平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は管理ができないため、譲受人は隣接地を所有しており、管理しやすいためです。

許可基準として、譲受人は現在1万9,717.61平方メートルの農地を経営しており、農機具は耕運機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第10号について説明します。

久留里地先の田2筆、畑2筆、面積1,653平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は後継者がなく離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は現在2万9,700平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、バックホー、スプレッター、フレールモア、トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第11号について説明します。

向郷地先の畑1筆、面積423平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は管理ができないため、譲受人は隣接地と一体として管理できるためです。

許可基準として、譲受人は現在2万7,145.11平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植え機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第12号について説明します。

愛宕地先の畑2筆、面積1,369平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により管理ができないため、譲受人は宅地に隣接している

農地で耕作を行いたいためです。

許可基準として、譲受人は市外在住ですが、隣接する宅地を所有しており、そこを拠点に耕作を行うとのこと。また、新規就農者ですが宅地に隣接する小面積の農地であり、現在も管理できていることから、技術等については特に問題ないと思われ。農機具はトラクター、耕運機、軽トラックを所有しており、農作業従事日数は150日を超える予定です。

以上のことから、資格等については問題ないと思われ。

議案第13号について説明します。

蔵玉地先の田4筆、面積473平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は後継者がなく今後の管理が困難なため、譲受人は親族から農地を譲り受けたいためです。

許可基準として、譲受人は市外在住ですが、木更津市において5,922.91平方メートルの農地を所有しております。農機具は耕運機、トラクター、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われ。

議案第14号について説明します。

藤林地先の畑3筆、面積666.61平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため、譲受人は自宅の近くの農地で耕作を行いたいためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、自宅に近い小面積の農地であり、親の代から申請地を管理しており、現在も管理ができていることから、技術については特に問題ないと思われ。農機具は耕運機を所有しています。

農作業従事日数は150日未満ですが、申請地を営農していく上で必要な日数を常時従事することから、特に問題はありません。

以上のことから、資格等については問題ないと思われ。

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号ないし第6号について、2番、鮎川委員からお願いします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案1号と2号は譲受人が同一のため、一括して説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊1ページを御覧ください。

図の馬登自治会館から丁字路に進み、左に曲がって50メートルほどで細い道に入り、さらに50メートルほど行ったところが申請地になります。周囲には何もなく、既に譲受人が耕作する畑が近くにあるということです。

7月1日に譲受人と現地確認を行いました。申請地は1号議案も2号議案も草刈りはされ、管理された状態でした。譲受人は、既に隣で畑を耕作しており、ブルーベリーを栽培していると言われておりました。今回の申請で、耕作面積が広がればキウイフルーツ等も栽培し、観光農園として運営したいというふうに話しておられました。

特に問題はないと思われまます。御審議よろしくお願ひします。

続いて、議案3号について説明します。

申請内容は、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊2ページを御覧ください。

君津新橋から味楽園さだもと店の方向に進み、途中の交差点を富久橋の方向に曲がって400メートルほど行った右側が申請地になります。申請地の隣が譲受人の自宅になります。

6月28日に譲渡人と現地確認を行いました。譲渡人と譲受人は親子関係であり、贈与により申請地を譲受人が耕作するということになっております。譲受人は公務員として働いているため、当面家庭菜園として耕作すると言われておりました。

特に問題ないと思われまます。

続きまして、議案4号について説明します。

申請場所は、別冊2ページを御覧ください。

君津新橋から味楽園さだもと店の方向に進み、途中の交差点を富久橋方向に曲がって450メートルほど行った左側が申請地になります。先ほどの3号議案の先になります。

7月1日に譲受人と現地確認を行いました。申請地、地目は田んぼですが、畑のような状態になっており、草が生えた状態でした。譲渡人は自宅と農地が離れていて管理できない状態だそうです。譲受人は新規就農者ですが、近くの貸し農園で耕作をしており、経験はあるそうです。ここではブルーベリーを栽培する予定だそうです。譲受人の家は、この富久橋を渡ったすぐ反対側で、場所を決めた理由は家から近いためということでした。

特に問題ないと思われまます。

続きまして、議案5号と6号について、譲受人が同一のため一括して説明します。

申請場所は、別冊 3 ページを御覧ください。

特養老人ホーム夢の郷の交差点を新御堂方向に進み、川を渡って200メートルほど行った右側が申請地になります。5号の申請地と6号の申請地は、隣り合っております。

6月28日に譲受人と現地確認を行いました。申請地は休耕地ですが、草刈りがされ、管理された状態でした。ここでブルーベリーの栽培を予定しているそうです。農地所有適格法人である譲受人は、既にほかの土地でブルーベリーの栽培を行っており、実績のある会社になります。

特に問題はないと思われまます。御審議よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、議案第7号について、3番、水野委員からお願ひします。

水野委員 3番、水野です。

議案第7号について説明いたします。

申請内容につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

譲受人、譲渡人から同一の方の委任状が提出されておりましたので、6月21日、現地確認、聞き取り調査を委任された方と行いました。

申請場所は、別冊 4 ページを御覧いただきたいと思ひます。

左手中央に六手公民館があります。そこから右側、泉方面へ進み、最初の十字路を右折して700メートルくらい行って、狭い道を左折して道なりに50メートルくらい行くと丁字路に当たり、目の前の場所になります。譲受人はイチゴの栽培をしていて、単棟ハウス、連棟ハウス、数棟持っております。今回は、以前から貸し借りをしていたことを申請していただいたということで、特に問題はないと思われまます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第8号について、4番、小笠原委員からお願ひします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第8号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊 5 ページを御覧ください。

現場は成願寺の南方約800メートル付近に1筆の畑があり、6月25日、譲受人立会いによる現地の立会をしました。

現地は耕作されている畑ですが、これから畑に野菜を栽培していくものであり、特に問題ないと思われまますので、よろしく御審議をお願ひします。

議長 続きまして、議案第9号について、7番、神子委員からお願いします。

神子委員 7番、神子です。

議案第9号について御説明します。

申請内容につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

6月23日の午後1時に譲渡人と譲受人の相互に現地でお会いし、お話を聞きました。

現地は、別冊の6ページをお開きください。

清和地区の旧秋元小学校の付近から国道465号線を富津市湊方面に向かい、3キロほどの植畑地区です。譲渡人は、これまで会社勤めが主でありまして、3年前に御主人を亡くしてからは、休日、土曜日曜、主に稲作と栗栽培を継続されてきたとのことです。近頃、年齢とともに米の栽培の管理が苦しくなってきたため、今回の申請に至ったとのことです。

一方、譲受人の方も会社勤めをしながら稲作と栗栽培を続けてこられました。昨年、会社の定年退職を機に自由時間もできたことから、隣接している方から栗畑の譲渡の話があったために今回の申請に至ったとのことです。

双方の聞き取りの結果、特段の問題はないと思いますので、よろしく御審査くださるようお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第10号ないし第12号について、12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案10号について、現地調査の結果について説明をいたします。

詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。

6月21日に譲受人と午後に現地で会いました。

場所は別冊資料7ページにあります。

久留里神社のあるこの先を50メートルほど行って、左に250メートル入った2枚の田と2枚の畑です。きれいに草刈りがされてありました。譲渡人は耕作できなく離農したため、譲受人は農業経営規模の拡大のため、オリーブを栽培するということです。

特に問題ないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議案11号について、現地調査について説明します。

6月22日、譲受人と現地で会い、場所は別冊資料8ページにあります。

前田鐵鋼建設の手前を左に1キロ先、左側の田です。譲渡人は管理ができないため、譲受

人は隣接地と一体として管理できるため、先代が贈与した田をまた返してくれるということで、今回の申請です。

特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議案12号について、現地調査の結果を説明します。

6月22日、代理人と譲受人と現地で会いました。

場所は、別冊資料9ページにあります。

かずさ自動車教習所の500メートル先を右に500メートル入った左の2枚の畑です。譲渡人は管理ができないため、譲受人はその宅地を買い、家があるその隣接する畑になります。現在は週に2日ぐらい通ってきていますが、いずれ移住予定だそうです。

今回の申請で特に問題ないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第13号ないし第14号について、14番、粕谷委員からお願いします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号13について説明をいたします。

申請内容の詳細については、事務局説明のとおりです。

別冊10ページを御覧ください。

図面左から右に国道465号線が走っています。申請地はこの国道から100メートルほど入ったところに位置しています。

6月27日、譲渡人と譲受人の代理人と現地において申請内容について確認いたしました。現地は休耕地として管理されておりました。譲渡人は夫に先立たれ、義理の父から相続により申請地を取得しましたが、子供もいないことから遠縁に当たる義理の弟に譲与することです。譲受人は木更津市内に在住し、農業経営をしており、申請地には栗の木を植栽することでした。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしくお願いします。

続いて、議案番号14について説明をいたします。

申請内容、詳細については事務局説明のとおりです。

別冊11ページをお開きください。

図面上から下に国道465号線が走っています。申請地は、この国道の上総亀山駅入り口交差点から100メートルほど入ったところに位置しています。

6月25日、譲受人と現地において申請内容について確認をいたしました。申請地は譲受

人の祖父の時代から管理を委託され、最近まで実父が畑として耕作してきました。譲受人はこの申請地について、贈与を受けることについて合意していたそうです。引き続き耕作することでした。同日、譲渡人と電話で確認をいたしました。譲渡人は木更津市内に在住しており、管理ができないこと、また譲受人とは遠縁に当たることから譲与することでした。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第 8 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第 9 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第 10 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第 11 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第 12 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第 13 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第 14 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。  
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。  
次に、議案第 15 号について審議いたします。  
なお、この議案につきましては、14 番、粕谷定嗣議員が関係する事案が含まれますので、  
農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議

開始から終了まで退室をお願いします。

(14番 粕谷委員 退室)

議長 長 それでは、議案第15号について、事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第15号について説明します。

黄和田畑地先の田1筆、面積757平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は居住地が遠く管理ができないため、譲受人は農業経営の規模を拡大したいためです。

許可基準として、譲受人は現在6,788.82平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

議長 長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第15号について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木です。

議案第15号について説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別紙12ページを御覧ください。

国道465号が走っています。そこから右のほうに下りていって七里川温泉があります。その下に現地、ちょうど100メートルぐらい下りたところですか。30日に現地で代理人と会ってお話を聞きました。

農業経営の規模拡大ということでありまして、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第15号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

14番、粕谷定嗣委員の入室を認めます。

(14番 粕谷委員 入室)

---

◎議案第16号ないし議案第17号

議長 日程第4、議案第16号ないし第17号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第16号ないし17号について、事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 議案第16号について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

長石地先の畑1筆、面積1,303平方メートルをキャンプ場へ転用します。申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。既にあるキャンプ場が手狭であることから、宿泊者がテントを設置するサイト区画を拡張する計画です。敷地は現状を利用し、整地造成は行わず植樹を計画しています。用水、排水、雑排水は処理は既に整備されており、雨水は自然浸透とします。樹木の搬入、植樹に当たっては安全に注意します。平坦地であり、特に土砂流出などの危険性はありません。周辺農地への農業用排水施設、日照、通風への影響はありません。

議案第17号について説明いたします。

山本地先の田1筆、面積946平方メートルのうち、478平方メートルを農家住宅及び農業用倉庫へ転用します。申請地は都市計画区域外で、久留里線下郡駅からおおむね300メートル以内に申請地があることから、農地区分は第3種農地相当となります。

現在の居宅は、君津市洪水ハザードマップにおいて警戒区域土石流に指定されており、過去にも大雨で直接的な被害があり、近年の度重なる自然災害により生命と財産の危機にさらされております。今回、転居することで先祖からの農地を守りながら住みたいと考えています。

敷地は整地造成いたします。上水は公共水道を接続し、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理し、南側の水路に接続いたします。周辺農地への農業用排水、日照、通風への影響がないよう配慮いたします。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第16号について、4番、小笠原委員か

らお願いします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第16号について説明します。

詳細は、事務局説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊13ページを御覧ください。

現場は黒田精工の東方約800メートル付近に位置する畑であり、6月22日、代理人〇〇立会いによる現地の立会いをしました。現地は畑ですが、キャンプ場に転用したぐらいであり、特に問題ないと思われますので、よろしく御審議をお願いします。

以上です。

議長 続きまして、議案第17号について、10番、田丸委員からお願いします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案17号につきまして御説明いたします。

申請内容は、事務局説明のとおりです。

6月26日、代理人の方に連絡を取りまして、午後から現地で話を伺いました。

場所ですけれども、別冊14ページを御覧ください。

馬来田バイパス、湯名の信号手前100メートル左に入ったところが申請地になります。

申請人の現在住んでいるところは、君津市のハザードマップの黄色指定地区になります。大量の雨が降ると自宅の庭に土砂が流れ込み、裏の山もなく地割れを起こしており常に生命の危険にさらされています。自然災害の少ない安全な場所として、現住地からこの申請地に移住するための申請になります。

隣接する耕作者には承諾を得ており、特に問題はないと思います。よろしく御審議お願いいたします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

宇野委員。

宇野委員 6番、宇野です。

16号議案について、ちょっとお聞きしたいです。僕はこの畑のすぐ隣でキャベツを作っていて、先ほど事務局の説明で、キャンプサイトを張って手狭になってきているという話でしたが、僕が毎日前を通っている限り、一棟もテントを張っているところは見ることがなく、手狭であるとは到底思えない状況であります。既にこの農地の半分は物置や以前は宅地とし

て利用されていて、そのときも無許可で、無断転用のような形でそこを利用しているような状況でした。

あと、そこをキャンプ場にするのは構わないと思うんですけども、すぐ隣で僕や周りに農家の方がいて、近隣の迷惑という話も違う住宅の方もすぐ近くに家もあるので、そのキャンプ場でちょっとにぎやかにした、夜遅くまで騒いだりということがあったりすると、すぐ近くの家の方に対しての迷惑も考えられるかなというのと、あと、僕は農家なので、朝早くから近くの畑の管理をしたり、出荷、トラックを動かしたりすることがあるので、それで苦情を言われたりするのちょっと静かな山の中なので、その環境が変わるのはちょっとあまり周りの農家にとってはよくないのかなと。農業をやる環境としてちょっと悪くなるような気がするので、その辺のところどうお考えでしょうか。

議 長 事務局、よろしいですか。

永寫次長 申請のほうでは、申し上げた説明のような内容で申請が上がってきております。周辺農地への説明ということで来ておるところなんですけど、ちょうどその周辺の農地に接するのが道路であるところから直接の説明する義務が生じていないのが現状です。申請が上がってきている中で、申請地の周辺、私も現場を見ている中で、サツマイモですか、すぐ脇には植わったりして、あとは近くも周辺の宅地のほうも何軒かある中で、キャンプ場の上の方に朝夕のいわゆる苦情的なところをキャンプ地がうるさいということの苦情とかは、キャンプ場の管理者に対して遠慮してもらおうよう利用者に説明していただくことと、あと、農薬の散布とかそういう収穫での騒音等については、そちらのほうもキャンプ場の経営の方にこういう状況の中で後からキャンプ場造るわけですので、利用者に対してはこういう状況の中造ったところを御説明して、利用者に理解を求め、理解していただけるような説明をしていただくということで、事務局のほうとしては理解しています。

したがって、この現状の中で、事業をなかなか辞めてくださいというのはちょっと言えないような状況でございます。

以上です。

議 長 宇野委員。

宇野委員 手狭ということなんですけれども、まだ宿泊客が全く泊まっていない状況で、さらに農地を潰してキャンプ場を広げるということは、時期尚早ではないかと思うんですが。

永寫次長 利用のほうの方の計画者に対して、そういう状況になっているので、実際利用のことについて、どういうことから狭いという話になったのかを確認したいと思います。

議 長 よろしいですか。

笹本委員、どうぞ。

笹本委員 5番、笹本です。

年間どのぐらいの利用者がいらっしゃるんですか、現在。

永島次長 年間の利用者についての数字は伺っていませんので、分かりません。あの看板では4月何日でしたか、看板が上がっていましたね。15日でしたっけ、オープンという看板が1つ立っているだけの状況です。したがって、どの程度の人がいる、またはその入り込み客を見込んでの計画なのか、ちょっと分からないので、それは確認させてもらいたいと思います。

笹本委員 すみません。じゃ、まだ始まったばかりということなんですか。

永島次長 そうですね。

笹本委員 なるほど。

宇野委員 僕が知る限り、2日に一遍、もしくは毎日前を通っている隣がもう僕のキャベツ畑があるので、必然的に通るんですけれども、一度も一棟も張ったことはないです。お客は1人もまだ入っていないと思います。

議 長 この場所だけなわけ。

永島次長 事業主さんは、今までやっていないです。この間新規に立ち上げたそうです。手狭な利用計画の中で足りないと考えているのかどうか、ちょっとすみません。どういう意味で手狭だということなので、すみません、そこまでは確認していませんでした。

議 長 笹本委員。

笹本委員 もう私、オープンして結構年月がたっていて、手狭になったという話だと最初感じていたので、4月ということを知ったので、手狭ってよっぽどじゃないとどのぐらいのテントが張れるのか知らないですけれども。

宇野委員 経緯で話すと、3年か4年前くらいは、僕に作ってくれないかという話をされて、断って、その後、木更津の〇〇さんというところが1年ぐらい基盤法で借りた場所で、その後、今のような状況になっている感じです。

看板が急に立ったので、僕が事務局にあそこでキャンプ場やると言っているんですけれども、赤い看板があるんですけれども、ちゃんと手続は踏んでいるんですかという話を事務局に連絡をして、確認して、手続を踏む手筈になっているのが現状、事実です。

議 長 どうぞ。

粕谷委員 既存のキャンプ場の面積というのは分かるんですか。

永寫次長 既存のキャンプ場の面積は、1,143.17平米です。

議 長 それも営業しているわけ。

永寫次長 一応、営業しているということです。

笹本委員 4月にオープンした。

永寫次長 看板ではそう書いてありました。

議 長 どうぞ。

粕谷委員 農振地域の網をかぶっている場合、非常に細かくチェックがあるんです。利用状況はどうだとか、周辺はどうだとか、それは恐らくかぶっていないやつだと思ってしまうんですけども、ちょっとそこら辺を考えると、もう少し利用状況とか調べたほうがよろしいんじゃないでしょうか。農振地域にかぶっていると、非常に細かくチェックされます。

実際に私もやっていて、キャンプ場、RVパークというキャンピングカー専用の駐車場やっていて、広げるときに農振除外したんですけれども、そのとき非常に細かいチェックも来ましたので、同じことだと思いますので、もう少し精査したほうがよろしいんじゃないでしょうか。

議 長 そこら辺、どうなんですか。

永寫次長 まずは、ここは農振農用地以外の場所です。場所の精査につきましては、申請主義になってしまって、今こういう状況で現場は確認しますけれども、見て確認しますけれども、具体的な調査というまではちょっと書面上での申請でしか捉えていない状況です。

以上です。

議 長 宇野委員。

宇野委員 現地は一緒に見たと思うんですけれども、今回の16号議案でのみ見たわけではなくて、地目変更の法務局照会で現地を確認したと思うんですけれども。

永寫次長 そこだけ確認したのと、あとは議案出てからも現地を見ています。

議 長 最初はそれをどういうことだったんですか。

永寫次長 当初は法務局照会で出てきていました。そこが法務局照会の中では農地性があるということを回答していて、そういう意見を書いて法務局の方には提出しています。法務局の方の判断では、農地性ありということで判断が、裁定が下ったんだと見込まれます。今回、改めて農地転用の申請が上がってきたと。

議 長 そういう事情ですけれども、どうでしょう。そこら辺を踏まえて、委員の皆さんの

お考えがあれば、どうぞお聞かせいただきたいと思います。

江澤委員 この件は、保留がいいと思います。

笹本委員 ちょっとデータが少な過ぎますよね。利用状況のデータが。

永瀧次長 調査するのは、狭いというのはどういう根拠であるかというところをはっきりするということですかね。

議長 本当だったら、あと近辺のいろんな迷惑な行為が出てくる可能性もあるわけで、そこら辺の対策とかをやっばりはっきりした形で条件整えて、そういうことになりませんかね。

永瀧次長 では、対策をどういうふうにする計画であるのか。狭いという意味は、具体的にどういう意味なのか。

神子委員 これ、初めてのケースですか。取り扱ったというあれはなかったんですか。

議長 長 キャンプ場にするというのはなかったかと思いますがけれども。ないでしょう。いきなり。4条でやるというのは。

永瀧次長 4条ではなくて5条での申請は何件かあります。令和4年度も何か所かありました。5条はありました。4条はないです。

議長 長 場所は、橋の手前を右に行くのかい。橋の手前を右へ入るんだね。向こうから上がると。

宇野委員 そうです、そうです。ホテルがあって、それを右に、右というか。交差点を右に上がる。

宇野委員 上に上がっていく。すごい急に上に上がっていく。ホテルを左手に、右に上がっていくんです。左に行くと旧道の矢那というか小櫃のほうに抜けていく道。

議長 長 上へ上がっちゃって、頂上まで行っちゃう。

宇野委員 頂上ですね。

議長 長 頂上。良い農地だね。あの辺りね。

宇野委員 鉄塔がある農地です。

議長 長 もう少し委員の方、意見をちょっと述べていただけませんか。

真板委員。

真板委員 確かに内容的に少ないという、判断するには少し少ないのかなというふうに思います。それで、初めての事が今年の4月ということですから、まだ3か月ほどしかたっていないと。それで、話によるとキャンプ、ほとんどサイトができていない状態で、手狭とはどういう内容かということがクエスチョンになっているということだと思いますので、これは

やはり、先ほど委員のおっしゃられたように保留という考え方でしたらどうかなというふう  
に思います。

議 長 ほかにございますか。

神子委員。

神子委員 今、真板委員が言ったように、一つのこれ参考事例になりますから、これからこう  
いう事例が増えてきた場合の一つのベースになると思いますので、もうちょっとやっぱり慎  
重にやられたほうがいいかなというふうに思います。

議 長 ほかに御意見ございませんか。こんな考えでしょうか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、今、皆さんの意見を伺った中で、ちょっと早急に結論を出すのはどうか  
と。もう少し具体的な内容、把握した中で検討するという形で、今回は保留ということによ  
ろしいでしょうか。

(「はい」「賛成です」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、議案第16号につきましては、今回保留ということで皆様の上承をいた  
だきましたので、御承知おきいただきたいと思います。

続きまして、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま  
す。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし  
ます。

---

#### ◎議案第18号

議 長 それでは、日程第5、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について  
を議題といたします。

議案第18号について、事務局の説明をお願いします。

永寫次長 議案第18号について御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

山本地先の田1筆、面積946平方メートルのうち、480平方メートルを農家住宅及び車庫へ  
転用します。申請地は都市計画区域外で、久留里線下郡駅からおおむね300メートル以内に  
申請地があることから、農地区分は第3種農地相当となります。譲渡人と譲受人は親子関係

で、農業後継者として今回転居することで先祖からの農地を守りながら住みたいと考えております。敷地は整地造成いたします。上水道は公共水道を接続し、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理し、南側の水路に接続をします。周辺農地の農業用水施設、日照、通風の影響がないよう配慮いたします。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第18号について、10番、田丸委員からお願いします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案18号につきまして御説明いたします。

申請内容は事務局説明のとおりです。

6月26日、代理人の方と午後から現地で話を伺いました。

場所については、別冊14ページを御覧ください。

申請地は議案17号と同じ場所になります。譲受人と譲渡人は親子です。譲受人は現在、木更津で親子3人で生活しています。土地の転用に関しては、地元に戻って隣接する場所に家を建て、親の近くで生活をする必要があると思い、今回の申請になりました。

特に問題はないと思われまます。よろしく御審議お願いいたします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

真板委員。

真板委員 9番、真板です。

これは17号と18号、同じ土地を分けて使うということのようではございますけれども、両方合計すると総面積よりも増えてしまうんですが。

永寫次長 この筆の総面積につきましては、登記面積が記載されています。申請のほうは、実際に測量した面積での申請数値となっておりますので、測量した申請数値のほうを転用する面積で説明と、あと総会の資料を作成してございます。ですので、測量とその登記面積とのずれがちょっと生じておる次第です。

以上です。

真板委員 分筆はどのようにするのでしょうか。

永寫次長 分筆は、測量での分筆を予定しています。

真板委員 隣のほうの面積に食い込んでいっちゃうよ。その中で割れないじゃない。

永寫次長 登記面積なので、実際測量したらこの合計面積が測量した面積だったということです。記載のほうについては、一応基本的には登記面積でやっていたものですから、登記面積での記載をしたところですよ。

真板委員 了解しました。

議 長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、ほかに質問、意見がありませんので、採決をしたいと思います。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

---

◎議案第19号ないし第20号

議 長 日程第6、議案第19号ないし第20号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

永寫次長 議案第19号ないし議案第20号について、同一事業のため、一括して御説明いたします。

議案書7ページを御覧ください。

大野台地先の田5筆、面積3,579平方メートルのうち、3,495.92平方メートルと畑2筆、面積578平方メートル、合計面積4,073.92平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取用地として令和5年11月30日まで許可を得ていましたが、令和6年11月30日までの計画変更申請がなされました。周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく問題ないと思われま

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

---

◎報告第1号ないし第13号

議長 日程第7、報告第1号ないし第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第5号ないし第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第13号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし報告第13号を終わります。

---

◎閉会

議長 これをもちまして、令和5年第7回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

現体制での農業委員会総会は、本日が最後となります。任期中、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

なお、次回の農業委員会総会は、令和5年7月14日の金曜日、市長からの農業委員任命後の新農業委員により、5階の大会議室にて開催の予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

(午後3時6分)